

兵 労 安 発 0529 第 4 号
令 和 7 年 5 月 29 日

各事業主団体の長 殿

兵庫労働局職業安定部長
(公 印 省 略)

令和7年度「外国人雇用啓発月間」に係る広報依頼について

職業安定行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の外国人労働者の就労状況を見ると、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例が依然として見られます。

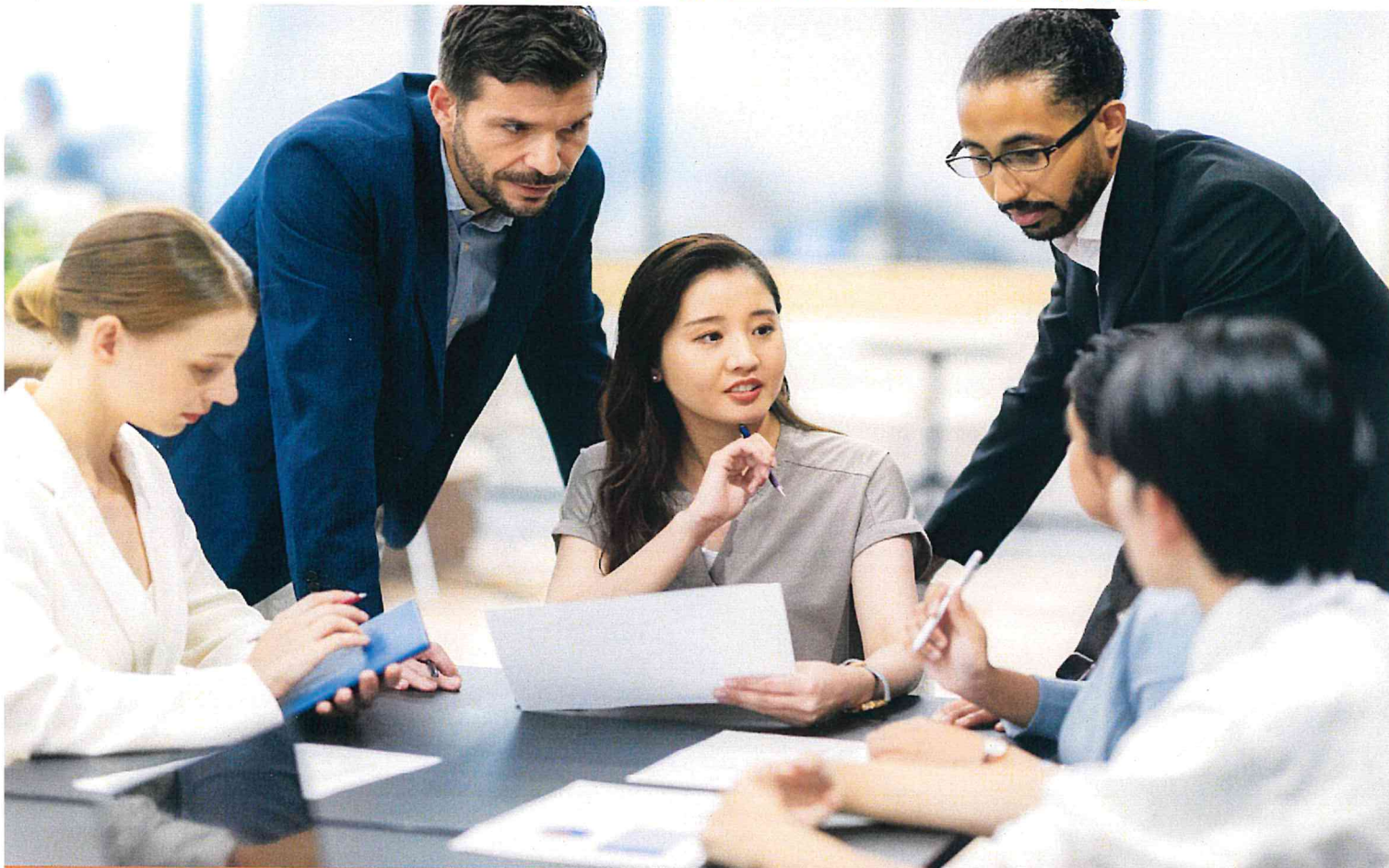
また、今後、外国人労働者が一層増加することが見込まれ、政府一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組みを推進しており、外国人の雇用についても、さまざまな対策を実施しているところです。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、今年度においては6月を「外国人雇用啓発月間」と位置づけ、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、労働条件などルールに則った外国人雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、事業主や国民の皆様を対象とした積極的な周知・啓発活動を行います。

つきましては、「外国人雇用啓発月間」の周知及び外国人雇用状況の届出制度の適正な実施のため、広く傘下事業主の皆様に対しまして同封のパンフレットの活用による周知のほか、貴職機関誌・広報誌等への掲載など、その周知・啓発に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

知って、守って、みんなで活躍
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- ☒ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☒ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☒ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☒ 安易な解雇はしていませんか？
- ☒ 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ
外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。